

地域包括支援センターの自己評価表について（案）

（京都市地域包括支援センター運営協議会資料）

1 目的

地域包括支援センター業務の運営については、国が示す地域包括支援センター業務マニュアル（業務遂行上の留意事項を体系的に記載したもの）及び市が示す地域包括支援センター運営方針に基づいて行うこととなっている。

本市独自の取組として、地域包括支援センター業務の実施状況が分かる自己評価表を作成し、これを活用することにより、各地域包括支援センターにおける課題の整理及び改善を図ることを目的とする。

2 活用方法

- （1） 地域包括支援センターは自己評価表によって、前年度の自己評価を行う。
- （2） 区・支所運営協議会は、地域包括支援センターから自己評価結果の報告を受け、適正な運営を図る観点から必要な議論を行う。
- （3） 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（京都市地域包括支援センター運営協議会）には、長寿福祉課から別途評価状況等を報告する。

3 今後のスケジュール

- 3月24日 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（京都市地域包括支援センター運営協議会）で原案説明
- 4月 1日 実施予定

地域包括支援センター自己評価表(案)

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
1. 基本的事項	(1)	各年度の基本方針・重点目標	当該年度の地域包括支援センター事業計画書の目標が職員に理解されている			
	(2)	配置職員	各専門職種が配置されている。もしも欠員が生じたとしても包括業務に支障をきたさぬよう、臨時的措置を講じている			
	(3)	24時間体制の確保	相談窓口としてセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある			
	(4)	チームアプローチの確立	包括業務をするにあたり、各専門職種がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている			
			職員間でミーティングを定期的に行うなど、情報を共有している			
	(5)	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	職場外の研修への機会を確保している			
			職場内の研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している			
			研修以外にも専門職員会議を通じて、職員の資質向上を図っている			
	(6)	施設環境	高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている			
			利用しやすさやプライバシーが守れるような相談場所が確保されている			
			法人内の他の事業所とは独立した執務室を設置している、または他のサービス部門と同一区画を利用する場合は、パーティション等の遮蔽物により、他のサービス部門と区分けをしている			
	(7)	情報管理	相談記録を適切に管理している			
			地域包括支援センターが施錠できるようになっている。または、施錠可能な保管庫を持ち、得られた個人情報を適切に管理している			
			関係機関との連携において、個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、同意を得ている			
	(8)	地域住民に対する広報	パンフレット・チラシを作成、配布し、包括の活動を周知している			
(9)	報告・届出書等	職員の変更があった際、事業変更届出書を速やかに提出している				
		地域包括支援センター運営事業利用状況報告書、特定高齢者施策状況報告書、虐待統計報告などの報告書を期日までに提出している				
		包括支援センターに対する苦情があれば内容を把握し、本人及び家族の意向を尊重しながら対応している。また、苦情内容を記録化し、回覧するなどセンター内で情報を共有している				

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
2. 総合相談支援業務	(1) 地域の高齢者の実態把握	担当圏域の第一号被保険者数(高齢者人口)や単身高齢者世帯数等を把握している				
		統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している				
	(2) 地域におけるネットワーク構築	定期的に地域ケア会議を開催している				
		既存のネットワーク(民協定例会, 健康すこやか学級, 老人クラブ等)を利用して、地域実情に応じた各種ネットワークの構築, 支援を行っている				
		地域住民や関係機関(社協, 旧在宅介護支援センター等)に協力して地域マップやリスト(高齢者マップ, 医療機関マップ, 防災マップ等)を作成・整理し、地域の社会資源を把握している				
		地域役員(民生委員, 老人福祉員等)に、高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している				
		虐待の疑いがあるケースに対して、見守り支援ができるように、見守りネットワーク作りへの取組を行っている				
	(3) 認知症高齢者等及び家族への支援	認知症高齢者に関する基礎理解を得られるような情報提供や学習機会(認知症あんしんサポーター養成講座の開催等)を提供している				
		相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている				
	(4) 初期段階での相談業務	相談があれば速やかに対応するなど、相談者と信頼関係構築に努めている				
		積極的に訪問活動をし、実態の把握に努めている				
		的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している				
		相談内容は全て記録化している				
	(5) 専門的・継続的相談支援	相談内容に応じて関係機関と連携している				
		困難事例等についてケースカンファレンスを開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討している				
専門的・継続的な支援が必要な場合には、個別の支援計画を策定し、支援内容について定期的にモニタリングを行っている						

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
3. 権利擁護業務	(1) 高齢者虐待事例への対応	京都市の高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をしている				
		虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、区役所支援(保護)課と連携し、適切に対応している				
		相談事例に対して適宜会議(虐待判定会議、ケースカンファレンス等)の開催、関係機関との連携など支援の方向性を検討し、対応している				
		老人福祉施設等へ措置入所が必要と判断される場合には、区役所支援(保護)課に速やかに状況を報告し、措置等に向け連携している				
	(2) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	相談業務等から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度を利用する必要性を判断している				
		成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して成年後見制度の手続方法等を説明し、申立が行えるように支援している				
		地域福祉権利擁護事業の利用が必要と判断した場合、本人(家族)に対して地域福祉権利擁護事業の手続方法等を説明し、制度利用ができるように支援している				
		制度を広く普及させるための広報を行っている				
	(3) 困難事例への対応	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている				
		困難事例を把握した場合には、各専門職種が連携して対応策を検討している				
		困難事例の実態把握のための取組として、地域のネットワークや関係機関との連携体制を活用している				
	(4) 消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している				
		把握した消費者被害の情報を地域の協力者(民生委員等)に提供している				
		消費者被害の事例を把握した場合、関係機関(京都市市民総合相談課、区役所支援(保護)課等)に連絡し、対応を行っている				
		専門機関(京都市市民総合相談課、警察等)と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている				

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
4. 包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	医療機関・関係機関(医師会, 病院地域連携室, 民生委員, 老人福祉員, 警察, 消防等)と連携している				
		介護支援専門員と他職種(医療機関等)が連携できるよう支援している [例:地元医師会を通じて行う意見交換など]				
		入院・入所, 退院・退所時に必要に応じてケースカンファレンスを実施する等, 医療機関(医師, 看護師, MSW)と介護保険施設, 居宅介護支援事業所(各介護支援専門員等)とが連携できるように調整, 支援している				
		サービス事業者と居宅介護支援事業者とが連携できるよう支援している [例:ヘルパー事業所連絡会開催支援など]				
		地域の保健・医療・福祉サービスに関する情報収集及び必要に応じた関係機関(医療・福祉施設)への情報提供を行っている				
	(2) 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして, 活動内容や特徴を把握し, 情報の整理を行っている				
	(3) 介護支援専門員に対する個別支援	介護支援専門員に対し, 相談窓口を設置し, 必要な情報提供や助言指導を行っている				
		介護支援専門員が抱える困難事例に対する支援(同行訪問, サービス担当者会議開催支援)を行っている				
		介護支援専門員からの相談票等の記録を残し, 再度相談があった際に活用できるようにしている				
		電話, 訪問面接以外に, 介護支援専門員が相談しやすいよう, 手紙やFAX(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている				
ケアマネジメントの質の向上のために, 介護支援専門員に必要な情報提供, 研修の実施等を行っている						

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
			できている	一部できている	できていない		
5. 介護予防 ケアマネジメント事業 (特定高齢者施策)	(1) 特定高齢者の把握	基本チェックリストから特定高齢者候補者を把握し、介護予防サービス利用に向けアプローチしている					
		介護保険非該当者(特定高齢者候補者)に対し、介護予防サービス利用に向けてアプローチしている					
		基本チェックリスト以外の多様な経路(健康すこやか学級・老人クラブ等)から特定高齢者候補者を把握している					
		情報提供機関と必要に応じて連携を行っている					
	(2) ケアマネジメントの実践	課題分析(一次アセスメント)を適切に行っている					
		アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて、対象者に説明し同意を得ている					
		対象者及び家族と面接しながら、介護予防ケアプラン作成を適切に行っている(目標、利用サービスなどの決定)					
		事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行っている					
		必要に応じて関係機関(地域介護予防推進センター等)と連携を図り、情報や結果を還元している					
		効果の評価を適時・適切に行っている					
	(3) 介護予防普及啓発	特定健診会場等で介護予防普及啓発活動を行っている					
		地域の会議やイベント等を利用して、地域住民や利用者への介護予防の啓発を行っている					
		必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している					
	【その他の取組】		【総合評価】				
	【課題】		【今後の取組など】				